

慶弔金支給規程

- 第1条 町内会に尽力し特に功績のあった会員に対し褒賞委員会は賞を贈り表彰する。
その範囲は「褒賞委員会」協議の上決定する。
- 第2条 会員及び家族死亡の場合は次の通り弔慰金を贈る。
- (1) 会員(世帯主)の場合 10,000 円
但し交通事故及び火災も含む。
 - (2) 家族(同一世帯)の場合 5,000 円
- 第3条 会員及び家族傷病の場合は次の通り見舞金を贈る。
- (1) 会員及び家族の場合 5,000 円
原則として入院3ヶ月以上の場合である。
但し長期入院の場合、別途協議する。
- 第4条 町内会が主催する運動競技その他参加の場合に生じた事故に対しては、協議の上見舞金の範囲内で見舞いするものとする。
- 第5条 会員宅が火災等により類焼した場合は次の範囲内で見舞金を贈るものとする。
- (1) 全焼の場合 20,000 円 裁定は公的機関の決定に基づくものとする。
 - (2) 半焼の場合 10,000 円 裁定は公的機関の決定に基づくものとする。
 - (3) 天災時に生じた場合も含む。但し重過失による場合はこの限りでない。
- 第6条 財政上重大な支障を招く時は、協議(三役会)する。
- 第7条 この規程の運営に関し、必要な事項は役員会が別に定める。
- 第8条
- (1) この規定は昭和57年4月1日より改訂し施行する。
 - (2) この規定は平成10年4月1日より改訂し施行する。
 - (3) この規定は平成16年4月1日より改訂し施行する。
 - (4) この規定は平成17年4月2日より改訂し施行する。
 - (5) この規定は平成18年4月1日より改訂し施行する。